

大阪市監査委員	森	伊 吹
同	森	恵 一
同	大 橋	一 隆
同	土 岐	恭 生

令和 7 年度監査委員監査結果報告の提出について

(株式会社大阪水道総合サービス)

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条の規定による監査を実施し、その結果に関する報告を以下のとおり決定したので提出する。

第 1 大阪市監査委員監査基準への準拠

本監査は、大阪市監査委員監査基準に準拠して実施した。

第 2 監査の種類

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づく財政援助団体等に対する監査

第 3 監査の対象

1 対象事務

株式会社大阪水道総合サービス

- ・ 主に直近事業年度及び進行事業年度を対象とした。

2 対象所属

水道局

第4 監査の着眼点

監査の実施に当たり、重要リスク及び監査の着眼点を次のとおり設定した。

重要リスク	監査の着眼点	監査の結果
(1)現金、現金同等物、物品等の管理・運用が適切でないリスク	ア 資金運用方針のもと一定の運用リスクの範囲内で、効率的に資金運用を行っているか。過度にリスクの高い資金運用を行っていないか。	—
	イ 固定資産及びPC等の少額情報機器の現物管理（実地調査を含む。）が適切に行われているか。	指摘事項1 指摘事項2
(2)債権管理が適切になされず、債権が回収できないリスク	ア 債権管理が適切になされ、滞納が生じないように管理し、適時に回収されているか。	—
(3)本市及び近隣の水道事業体からの受託業務が適切になされず、3E（経済性、効率性、有効性）を阻害するリスク	ア 受託事業の個別管理は適切になされているか。またそれらの情報に基づく、随意契約の協議や、入札案件の応札判断は妥当か。	指摘事項3
	イ 委託に係る事務は適切になされているか。	—
	ウ 大阪水道グループ（本市及び当団体）の連携は有効なものとなっているか。	—
(4)財務報告の信頼性を害するリスク	ア 関係帳票の整備、記帳等は適切か。また、会計経理は適切か。	—
(5)過去に実施した監査で指摘した事項が実行・改善されず、業務が有効又は適正に実施されないリスク	ア 過去に実施した監査で指摘した事項が実行・改善されているか。	—
(6)指導監督が適切でないリスク	ア 所管所属は団体に対して適切な指導監督を行っているか。	指摘事項3

(注) 監査の結果欄の「—」の項目については、今回の監査の対象範囲において試査等により検証した限り、指摘に該当する事項が検出されなかったことを示すものである。

第5 監査の主な実施内容

監査手続は試査を基本とし、質問・閲覧等の手法を組み合わせ実施した。

第6 監査の結果

第1から第5までの記載事項のとおり監査した限り、重要な点において、監査の対象となった団体の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行がその目的に沿って行われていることがおおむね認められた。

ただし、是正又は改善が必要な事項は以下のとおりである。

1 固定資産の計上について改善を求めたもの

【株式会社大阪水道総合サービスに対して】

本法人の経理規程細則第 21 条によると、「固定資産とは、次に掲げるものをいう。ただし、耐用年数が 1 年未満又は取得価額が 10 万円未満の減価償却資産は、取得時に費用として処理する。(以下省略)」と規定されている。

しかし、本法人では、法人税法上の税制優遇を受ける目的で、取得価額が 10 万円以上 20 万円未満の減価償却資産は、取得時に費用として処理していた。

これは、経理規程細則の定めに沿って会計処理を行わなければならないという認識が不足していたことが原因である。

現状では、経理規程細則と実態の整合性がとれていないことで、会計処理に誤りが生じ、意図しない決算となるリスクがある。

したがって、次のとおり指摘する。

[指摘事項 1]

本法人は、固定資産に関するあるべき会計処理を整理し、固定資産の処理方法の見直しや経理規程細則の改定等、適切な対応を行われたい。

2 固定資産の現状調査について改善を求めたもの

【株式会社大阪水道総合サービスに対して】

本法人の経理規程細則第 25 条によると、「出納責任者は、毎期末又は必要と認めたとき、固定資産の現状を調査し、固定資産台帳との照合を行わなければならない。」と規定されている。

しかし、本法人では、固定資産の現状調査は、総務担当係長が固定資産台帳をもとに、固定資産管理部署へ電話調査を実施し、調査結果を固定資産台帳に反映して総務担当課長決裁を得ているが、固定資産台帳には固定資産の現状調査に関する情報（実施日や実物を確認した職員など）は記録されていなかった。

これは、固定資産の現状調査の実施方法及び実施記録について必要な事項が整理できていなかったことが原因である。

現状では、責任の所在が曖昧となり、後日問題発生時の原因究明や再発防止策の策定が困難となるリスクがある。

したがって、次のとおり指摘する。

[指摘事項2]

本法人は、固定資産の現状調査において、現物確認の実施者、確認方法、確認日時などを書面で記録し、適切な固定資産の管理が実施できる仕組みを構築されたい。

3 団体に対する指導監督について改善を求めたもの

【株式会社大阪水道総合サービス及び水道局に対して】

外郭団体等の監理については、大阪市外郭団体等への関与及び監理事項等に関する条例（平成25年大阪市条例第10号）において次のとおり規定されている。

（外郭団体等の監理の原則）

第6条 外郭団体等の監理については、本市の外郭団体等に対する関与の程度に応じて行うことを原則とし、外郭団体等の自律的な運営等に十分に配慮するものとする。

所管所属は、本市が果たすべき役割を補完し又は代替する事業活動について、団体に対し、本市の計画に沿った受託体制の準備を依頼する場合には、団体の経営等への影響も考慮し、団体の自律的な運営等を妨げることのないよう配慮して進めなければならない。

水道局は、「水道管等の維持管理業務」（管路保全、緊急対応、管路維持、用地保全・メータ一取替等）について、現在当該業務に従事している職員の退職時期に合わせて段階的に民間事業者へ委託する方針としている。しかし、複数の民間事業者にヒアリングを実施したところ、民間事業者にはノウハウがなく、受託可能な民間事業者が存在しないこと、また、水道局が想定するスケジュールに合わせて受託体制を構築できる、あるいは構築しようとする民間事業者が存在しないことが確認された。

そのため、受託事業者の決定に当たり、入札によることができず、本市が100%出資している本法人に段階的に受託させることとなった。まず、水道局が「管路保全」の受託体制（業務の執行体制）を構築するように中期目標を定め、本法人はこれに対応する中期計画を策定している。具体的には、必要な人員を確保して教育訓練その他の育成を行い、業務の執行体制を確立した上で、令和8年7月から令和9年3月までの間、当該管路保全業務を試行実施し、水道局の検査に合格する計画となっている。

競争入札である場合には、受託体制を整えるための準備コストは、原則として受託者側の負担となるが、今般のように業務を受けることのできる民間事業者が存在せず、水道局の計画に沿って本法人に受託体制を整えさせる場合には、前記条例の趣旨に照らし、法人の自律的な運営を妨げないよう、準備コストの負担の在り方について慎重に検討する必要がある。

本監査において確認したところ、水道局は、本法人と協議を重ね「株式会社大阪水道総合サービスの管路保全業務の教育訓練に関する協定書」を締結の上、教育訓練に関し、無償で教育訓練の内容作成の協力、講師派遣、水道局水道センターへの入室及びシステム使用の許可等の支援を行うなど、技術の承継に係る支援については十分協議されていた。一方、本法人は、必要な人員の確保のため、令和6年度後半から段階的な人員の新規採用活動を行っており、法人規模と比較して小さくはない準備コストが生じていた。

本法人によると、執行体制を整え業務を受託することで、将来的には業務量の拡大に伴う売上の増加が見込めるとの認識があり、その実現に向けて受託に向けた判断を行ったとのことであった。

しかし、こうした準備コストについて本法人が負担することになっていたものの、その負担の在り方について、水道局と本法人の双方で十分に協議・整理された事実は確認できなかった。

これは、本法人の管路保全業務の準備に当たり、水道局と本法人においてノウハウの習得に重点を置いたものとなっており、法人の準備コストが適正な負担となっているかについての協議が十分でなかったことが原因である。

現状では、入札によることができず、かつ本法人にノウハウのない業務について、水道局が、受託に向けた準備として、受託体制の構築（人員の新規採用を含む。）や技術・ノウハウの習得等を依頼する場合に、水道局及び本法人のコスト負担の在り方について検討が十分でないことで、法人の自律的な経営を妨げるリスクがある。

したがって、次のとおり指摘する。

[指摘事項3]

水道局と本法人は、水道局が令和8年度以降、緊急対応、管路維持、用地保全等、本法人にノウハウがない業務について、入札によることができずに本法人に委託する場合には、新規人員採用コストをはじめとする受託体制構築に要するコストも含め、負担の在り方（分担）についてそれぞれ検討の上、双方で協議し、書面に残されたい。

また、水道局は、今後、団体の経営に大きく影響を及ぼす大規模事業委託を行う場合には、事業担当部署のみならず監理担当部署も一体となり、団体の自律的な運営に配慮し、準備期間も含めて適切に業務委託を進めることができるような仕組みを構築されたい。

第7 その他

なし